

令和2年 9月 3日

新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた

福島県アンサンブルコンテスト実施のためのガイドライン

福島県吹奏楽連盟

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、福島県「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」（令和2年7月30日付改定）、公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂などにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月25日付）に基づき、福島県吹奏楽連盟および福島県吹奏楽連盟各支部の事業実施のために策定する。

福島県吹奏楽連盟および福島県吹奏楽連盟各支部が演奏を伴う事業を行う際には、本ガイドラインに基づき、事業毎に具体的な行動指針（マニュアル）やチェック表など、必要な文書を適宜作成し、実情に合わせて運用する。

今後、本ガイドラインの内容は、感染状況の変化によって政府の対処方針が変更されることにより、適宜改定を行う。

コンクール・コンテストや演奏会のイベントの中止・延期の検討について

本ガイドラインに基づくリスク評価において、イベント開催に係るリスクの対応等が整わない場合は、中止や延期の検討を行う。

福島県アンサンブルコンテスト開催の基本方針

令和2年度 第48回福島県アンサンブルコンテストは無観客で実施する。（※観客とは入場券を購入した一般の方々を指す）但し、参加者については、当該部門の鑑賞を認める。それに伴い、演奏後の表彰式は実施せず、審査結果については、演奏終了後 Web で発表を行う。またステージでの奏者の間隔は2mを開けて行うこととする。

1 事業前に行うこと

《主催者》

(1) 外部への対応などについて

- ① 事業開催については、関係各機関（ホール・県教委など）と十分協議した上で決定する。
- ② ホールと綿密に連絡をとり、各箇所の具体的使用方法について十分確認する。その上で感染防止マニュアルを作成し、運営マニュアルを配付する。※詳細は、運営マニュアルを参照する。
- ③ 感染防止マニュアルは、参加者、関係各機関などに要項と共に配布する。
- ④ 事業が原因で集団感染（いわゆるクラスター）が認められた場合の対処方法などについて、関係各機関と事前に協議を行う。
- ⑤ 来賓への案内は行わない。

(2) 参加者、入場者の制限について

- ① 参加者は、マスク着用等「咳エチケット」、「手洗い・手指消毒」を徹底する。また「三つの密」にならないよう、社会的距離の確保（利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう）を徹底すること。尚、マスクや手袋、手指消毒等は各自準備すること。
- ② 福島県アンサンブルコンテスト参加前後は、感染防止のため適切な行動をとることを周知する。
- ③ 主催者は開催要件等について「福島県新型コロナウイルス：感染症対策本部事務局総括班」に事前に相談すること。

【福島県新型コロナウイルス：感染症対策本部事務局総括班】

・問合せ先：024-521-8644

（受付：平日8:30～12:00、13:00～17:15）

・メールアドレス：corona-event@pref.fukushima.lg.jp

・URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

(3) 要項等の配付

① 参加団体には、次の文書を配布する。

- ・参加要項
- ・感染防止マニュアル
- ・参加者名簿（氏名、住所、連絡先が記入されたもの）※様式1
- ・健康観察表(開催日前2週間分を記録) ※様式2

(4) 参加・入場について

- ① 打楽器を持ち込む場合は、感染対策をしっかりと行った上で、自団体で搬出入する。
- ② 健康状況把握や感染症発症時の対応のため、次の必要書類の作成・提出を求める。

ア 参加団体が主催者に提出

《事前に提出する物》

- ・参加者名簿（氏名、住所、連絡先が記入されたもの）※様式1

※出演者・引率者・運搬等補助員を記入する。

《当日に提出する物》

- ・健康観察表（出演者・引率者・運搬補助員） ※様式2

イ 役員、業者、審査員が主催者に提出

- ・事前に参加者名簿（氏名、住所、連絡先が記入されたもの） ※様式2

- ・当日に健康観察表（体温、体調不良の有無が記入されたもの）※様式1

《参加団体》

- (1) 健康状況把握や感染症発症時の対応のため、次の必要書類の作成・集約・提出等を行う。
 - ① 参加者が児童・生徒の場合、参加者は当該団体責任者へ参加承諾書を提出する。
 - ② 参加者が大学・職場・一般の団員（部員）の場合は、2週間前から健康観察表を作成し、参加団体責任者に提出する。但し一般団体の参加者は、福島県在住者に限る。
 - ③ 参加団体責任者は、参加者名簿（氏名、住所、連絡先）を、関係書類と一緒に提出する。健康観察表を作成し事業当日に主催者に提出する。
- (2) 各団体の責任者（部顧問）は、団体長（校長）に対し主催団体から配布される感染防止マニュアルなどを提示し、万々に備え、主催者名、連絡先などを伝える。

※引率者は、事前に参加申込書に記載された学校関係者に限る。
- (3) 開催日以前、2週間以内に発熱症状がある団員（部員）がいた場合、団体長（校長）に参加についての可否の判断を仰ぎ、また、その旨を主催者（福島県吹奏楽連盟事務局）へ報告する。
- (4) バスで移動する場合、車内の密環境を避けるよう努める。保護者や家族による送迎が可能な場合は、それも選択肢の一つとする。
- (5) マスクや消毒薬、手袋等は自団体で準備する。

2 事業当日に行うこと

《主催者》

(1) 入場時について

- ① 関係者(役員・業者・審査員・報道関係者)の検温を当日行い、発熱、呼吸症状(せき、くしゃみなど)がある場合は退館してもらう。

※体調不良者がいないか確実にチェックする。気になる点がある場合は、その場で責任者に確認をする。必ず、検温等の確認終了後に入館させる。

- ② 使用する物品・各部屋について、消毒や換気を行う。
- ③ 入場者全員へマスク着用と手指消毒について呼びかける。
- ④ 会場準備や撤去時もマスクを着用する。

(2) 事業実施中について

- ① マスク着用と会話・声援の抑制について、掲示や放送等で周知に努める。
- ② 会場内各箇所ですみが発生していないか、適宜確認する。また、次の点について留意する。

ア 出演者の移動経路の整備(密集・密接を避ける動線およびスペースの確保)

イ 楽器ケース置き場、待機場所における密集・密接の回避、スペース確保

ウ チューニング室とステージにおける奏者間の間隔確保(2m以上)、演奏1団体ごとの換気・使用備品等の消毒、唾処理(唾処理は各団体で行う)

エ 集合写真撮影中止(※演奏中の写真撮影は、委託業者が行う)

オ 表彰式等のセレモニー中止(結果はWebで発表する)

カ 楽器搬出入や運搬の状況を随時確認すること。

- ③ 客席他、ホールの各部屋への入場可能人数については、ホールからの指示に従う。
- ④ 進行のアナウンスは、原則として1名で行う。交代で行う場合は、マイク、スイッチ、椅子、

テーブル等の消毒を行う。

⑤ 体調不良者への対応は、次のとおりとする。

ア 参加者に急な体調変化が生じた場合、一旦、救護室に隔離するが速やかに責任者（顧問）などの関係者に連絡する。また、当該参加者が発熱の症状を伴っている場合、当該参加チームは出場できない。

イ 事業関係者に急な体調変化が生じた場合、速やかに退館してもらう。

⑥ 休憩時や退館時にも、手指消毒や手洗いを呼びかける。

《参加団体》

(1) 会場への移動前に検温や体調を確認し、発熱等の症状がある者がいた場合、当該チームは参加を見合わせる。また、来場後に発熱などの急な体調変化が生じた場合も、参加を取りやめ速やかに退館すること。引率者は、事前に参加申込書に記載された学校関係者に限る。

(2) 演奏以外の場面では、引率者・運搬補助員を含め、必ずマスクを着用する。

(3) 手洗いや手指消毒を適宜行うとともに、互いの間隔を2 m以上空けるよう留意する。また、会話の抑制に努める。

(4) 楽器運搬については、次のように留意する。

① 楽器ケース置き場への入場は、必要最小限の人数にする。

② 打楽器の搬出入は自団体で行う。

(5) 使用する楽器およびメンテナンス用品、チューナーなどの貸し借りは行わない。

3 事業後に行うこと

《主催者》

- (1) 事業終了後、事業関係者、参加者については、2週間程度の健康観察をお願いする。
- (2) 感染者が出た場合、速やかに福島県吹奏楽連盟事務局に報告を要請する。その場合、保健所やホールなど関係機関にも報告し、それらの機関からの指示に従って対処する。必要があれば全参加団体に通知をする。

《参加団体》

- (1) 事業終了後、参加者については、2週間程度の健康観察を行う。
- (2) 感染者が出た場合、団体長（校長）に報告するとともに、速やかに福島県吹奏楽連盟事務局に連絡する。

4 その他

《主催者》

- (1) 参加者が密集しないように進行表の作成に努める。
- (2) ロビー、ホワイエなどにあるテーブルや椅子について、使用制限または消毒作業を行う。
- (3) 参加者の健康観察表は厳重に管理し、発症の有無を確認した上で、事業終了後1ヶ月を目処に廃棄する。
- (4) 参加団体顧問に対して、参加者が鑑賞で使用した座席番号等を控えておき、感染者などの発症が出た場合は、速やかに福島県吹奏楽連盟事務局に報告できるように通知する。

《参加団体》

- (1) 参加者が密集しないように努める。
- (2) 参加者が、不必要な場所には立ち入らないように注意する。テーブルや椅子について、使用制限または消毒作業を行う。
- (3) 参加団体の顧問は、参加者が鑑賞で使用した座席番号等を控え、感染者が出た場合は、感染者が使用した座席番号等を速やかに福島県吹奏楽連盟事務局に報告する。